藤本病院における
感染対策のための指針

医療法人一祐会　藤本病院（以下「病院」という）は、患者さん及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供する必要性から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定める。

第1条　院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意して、感染等発生の際にはその原因を速やかに特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要であるため、院内感染防止対策を全病院職員が把握し指針に則った医療が提供できるように取り組んでいく。

第2条　病院感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

感染制御のための組織として、院内横断的な部署からの構成員で組織する「感染対策委員会」を設置する。委員として、病院長、医師（感染対策医師）、看護部長、事務部長、看護師（外来・OP室・2階・3階・4階）、検査科責任者、臨床検査技師、薬剤科責任者、薬剤師、事務より構成する。

委員会は毎月1回定期的に開催して、緊急時には臨時に同委員会を開催する。

（1）院内感染対策指針及び感染対策マニュアルの作成、見直し
（2）院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
（3）職員研修の企画
（4）異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因究明、改善策の立案、実施のため全職員への周知徹底を図る
（5）患者の疑問、不安等の把握
（6）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて対応

第3条　院内感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本方針

病院職員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を原則年2回開催する。また院内ラウンド等による現場での教育、指導や、感染担当者を通じた情報の伝達を定期的に行う。

第4条　感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及び蔓延の防止を図るため、法令に定められた感染症の届出及び院内での感染症や耐性菌動向等を確認して、委員会で検討、現場へフィードバックを行う。

第5条　院内感染発生時の対応に関する基本方針

（1）感染対策委員会は、当該科、部門と協力して速やかに初期対応、発生の原因を特定、改善策を検討して、実施するために全職員へ周知徹底を図る
（2）集団院内感染が発生した場合は、その状況及び患者への対応を病院長に報告する
（3）緊急を要する感染症で深刻な場合は、病院長が中心となり緊急対策を講じる

第6条　患者等に対する指針の閲覧に関する基本指針

この指針は、患者さん等に感染対策への理解と協力を得るため院内掲示を行い積極的な閲覧の推進に努める。

第7条　病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を整備して、病院職員への周知徹底を図る。またこのマニュアルは適時見直しを行う。

1997年3月1日　作成
2012年4月1日　改訂
2013年4月1日　改訂
2024年4月1日　改訂

医療法人一祐会　藤本病院
感染対策委員会

医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／感染対策委員会　●掲示開始日／2024年6月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）